

金ケ崎町告示第53号

金ケ崎町建設関連業務の委託契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領（平成27年金ケ崎町告示第89号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

金ケ崎町長 高橋文浩

改正後							改正前						
(最低制限価格を定める契約) 第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が <u>100万円</u> 以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の建設関連業務委託契約とする。							(最低制限価格を定める契約) 第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が <u>50万円</u> 以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の建設関連業務委託契約とする。						
別表第1							別表第1						
業務区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)	業務区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	略		諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	略		10分の8.2	測量業務	略		諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	略		10分の8
地質調査業務	略		諸経費の額に10分の5を乗じて	略			地質調査業務	略		諸経費の額に10分の4.5を乗	略		

